運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部を改正する規則(平成二十七年国家公安委員会規則第二号)新旧対照条文

 $\bigcirc$ 運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成十二年国家公安委員会規則第四号) (傍線の部分は改正部分)

法、教育時間及び年間の実施回数に関するものとする。	で定める事項は、運転免許取得者教育の課程に係る教育事項、教育方	第十一条 府令第三十八条の四の六第一項第二号の国家公安委員会規則	(報告事項)	改正案
法、教育時間及び年間の実施回数に関するものとする。	で定める事項は、運転免許取得者教育の課程に係る教育事項、教育方	第十一条 府令第三十八条の四の四第一項第二号の国家公安委員会規則	(報告事項)	現